

「災害復旧ローン」

令和 3年 8月20日現在適用中

1	商品の名称	「災害復旧ローン」
2	お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・被災からの生活再建にかかる次の資金 ○住宅の補修・修繕費用 ○自動車の修理・買換費用 ○家具・家電等の修理・買換費用 <p>原則として購入先等へ振込にてお支払頂きます。 ※支払先が申込人またはその配偶者・親・子が営む法人・自営業となる資金、事業性資金、支払済資金についてはご利用できません。</p>
3	ご利用いただける方	<p>災害により被害を受けた方で下記の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当金庫の営業地域内に居住または勤務される方 ○満20歳以上の方 ○一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 <p>※り災証明書は不要</p>
4	ご融資金額	・500万円以内
5	ご融資方法	・証書貸付となります。
6	ご融資期間	・3か月以上10年以内（元金据置期間は6か月以内）
7	ご融資利率	・別表の「融資商品のご融資利率表」をご参照ください。
8	ご返済方法	・毎月元金均等又は元利均等割賦返済
9	担保	・不要です。
10	手数料	・ご融資時にお支払いいただく手数料はありません。
11	保証人	・一般社団法人しんきん保証基金の保証を付保いたしますので不要です。
12	保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人しんきん保証基金の定める保証料年0.25%をお支払いいただきます。 ・保証料は融資利息とともに毎月所定の口座から自動引落しとなります。
13	提出していただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ・次の書類を提出していただきます。 ①所定の借入申込書 ②上記申込書に添付していただく主な書類 <ul style="list-style-type: none"> ア. 本人確認資料（運転免許証等） イ. 資金用途確認資料（見積書、注文書、請求書、工事請負契約書）（写） ウ. 収入を確認できる資料 エ. その他当金庫所定書類

14	<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
15	<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご融資金額は、原則として当金庫から振込させていただきます。 ・ 当金庫の審査によりお取り扱いできない場合がございます。 ・ 詳細およびご不明な点は、営業担当者までご照会ください。